

令和7年度(5月1日付)任用 十勝圏複合事務組合会計年度任用職員(事務員)の募集について

●募集職種・必要資格

募集番号	【所属課】 勤務場所	主な業務内容	再度任用 上限回数	募集 人員	勤務日 勤務時間/休憩時間	加入保険	必要資格等	職務等に関する 問合せ
1	【帯広高等看護学院】 勤務場所: 帯広市西11条南39丁目1番3号	・学院の庶務、経理に関すること ・授業料等の収納に関すること ・諸届出受付、証明書等の発行に関すること ・図書室のサービスに関すること ・その他、学院の校務等に関すること	4回まで	1名	・月～金の5日間 ・週29時間勤務 ・10:00～17:00(月火木金) ・11:00～17:00(水) ※休憩60分	健康保険 厚生年金 雇用保険	・学歴:高校卒業以上 ・パソコンの応用的な操作(表計算等)ができること ・普通自動車運転免許	0155-47-8881

●受付期間

令和7年4月15日(火)～23日(水) 受付時間:午前8時45分から午後5時30分 ※土日祝を除く

●申込方法

十勝圏複合事務組合会計年度任用職員エントリーシートを帯広高等看護学院に持参又は郵送により提出してください。※郵送の場合:4月23日(水)必着
エントリーシートは、十勝圏複合事務組合ホームページ>職員採用 <http://tokachiken.hokkaido.jp/staff/index.html> よりダウンロードし作成してください。→
(十勝圏複合事務組合 総務課 総務係)

住所 〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5 電話 0155-37-3491

～注意事項～

- 市販の履歴書では受付できません。必ず指定のエントリーシートをお使いください。
- 提出いただいたエントリーシートはお返ししません。



●試験日

令和7年4月25日(金) ※時間については、担当より連絡させていただきます。

●試験内容

作文試験、面接試験

●試験場所

十勝圏複合事務組合 帯広高等看護学院 ※日時同様詳細については、担当より連絡させていただきます。

●任用期間

令和7年5月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで(1会計年度)

再度任用の上限回数が1回以上で設定されている職は、業務が継続し、かつ、勤務状況が良好であれば、再度任用の上限回数の範囲内で公募によらず翌年度1年間再度任用されます。

●報酬額

報酬月額 140,700円～175,500円

報酬月額は、学歴や職歴の期間等に応じて基準に従い決定します。報酬月額の個別照会にはお答えできません。

支給日は、毎月20日(土日の場合、直近の平日)の当月払いです。

●応募資格等

(1)各職の必要資格等を満たしている方

(2)地方公務員法第16条に該当しない方(以下、地方公務員法第16条抜粋)。 ※該当する方は申し込みできません。

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○十勝管内市町村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません。

●主な勤務条件

(1)期末手当(賞与)

基準日に在職し、任期が6か月以上にわたる職員であり、かつ、所定労働時間及び勤務実績が週15時間30分以上の職員に 対し、基準に従い支給します。支給率は基準日時点での在職期間に応じた期間率を乗じて決定し、支給額は、「期末手当基礎額(報酬月額)×支給率× 期間率」によって算出します。ただし、育児休業や育児短時間勤務期間等、在職期間から除算される事由があります。

(2)通勤費用

基準に従い、通勤方法及び距離に応じて通勤費用を支給します(上限:月額55,000円)。

(3)休日

週休日(原則、土曜日・日曜日)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(4)休暇

年次有給休暇は勤続年数や週所定勤務日数に応じて付与日数を決定し、任用日に付与します。(週の勤務時間が⁶29時間の場合10日付与)

(5)加入保険

健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等

(6)条件付採用

地方公務員法第22条及び第22条の2第7項に基づき、採用から1か月間は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。(条件付採用期間中も基本的に報酬等の勤務条件は正式採用後と同様です)ただし、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。※再度の任用の場合も同様に条件付採用が適用されます。

(7)服務

週38時間45分より短い勤務時間の職員は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合は兼業が認められませんので留意してください。

- ・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合
- ・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合
- ・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合

(8)再度の任用

会計年度任用職員の任期は、1会計年度内ですが、再度任用の上限回数が1回以上の職は、業務が継続し、勤務成績が良好な場合に限り、再度任用の上限回数の範囲内で翌年度以降公募によらず再度の任用を行うことができます。

※業務が継続せず、職そのものが廃止となる場合は、再度の任用はありません。

●問合せ先

〒080-0021 帯広市西11条南39丁目1番3号 十勝圏複合事務組合 帯広高等看護学院 電話:0155-47-8881